附則第三十九条第二項中「前項各号に掲げる業務」を「関連業務」に、「改正後機構法」を「独立行政法人福祉医療機構法」に改め、同条第三項中「第一項各号に掲げる業務は、改正後機構法」を「関連業務は、独立行政法人福祉医療機構法」に、「ついては、改正後機構法」を「ついては、同法」に改める。

附則第四十四条中「附則第四十二条の規定による改正後の」を削り、「附則第十八条第五項」を「附則第十八条第六項」に改める。

附則第四十五条中「附則第四十三条の規定による改正後の」を削り、「附則第十八条第五項」を「附則第十八条第六項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十八条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「振替加算等」を「加算等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金又は障害基礎年金の当該者の子について加算する額に相当する部分の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第一項中「この条」の下に「及び第三十二条第六項」を加え、同条第三項中「より」の下に「障害基礎年金に」を、「この条」の下に「及び第三十二条第六項」を加え、同条第六項中「の規定に」を「において準用する同法第二十七条の六第四項の規定に」に、「の規定の例」を「において準用する同法第二十七条の六第四項の規定」に改める。

第十六条第一項中「この条及び第二十二条において」を削り、同条第二項第一号イ中「とその者の保険料免除期間と」を「及び保険料免除期間並びにその者が六十五歳に達した日の属する月以後の厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第三項中「遺族基礎年金に」の下に「係る」を、「より」の下に「遺族基礎年金に」を加え、「の額」を「（第二十二条及び第三十三条の二第三項において「遺族基礎年金の加算」という。）の額」に改め、同条第四項中「遺族厚生年金に加算する額であって政令で定めるもの」を「昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金（第二十七条の規定により支給するものに限る。）に加算する額」に、「中高齢寡婦加算等」を「経過的寡婦加算」に改める。

第十八条第一項中「」とする」を「」と、「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日」とする」に改める。

第二十条第一項第四号中「第四号並びに」を削る。

第二十二条中「又はこれに国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分」を「若しくは第二十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金又はこれらに係る遺族基礎年金の加算」に、「又は当該加算する額に相当する部分」を「若しくは同項の規定により支給する遺族基礎年金又は当該遺族基礎年金の加算」に改める。

第二十六条の見出し中「任意単独加入」を「任意単独加入等」に改め、同条中「の規定」を「並びに附則第四条の六第二項及び第四項の規定」に改める。

第二十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三十一条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項を次のように改める。

3　第二十七条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において厚生年金保険の被保険者である場合（基準日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合を除く。）の当該老齢厚生年金の加給の額は、基準日の属する月前の厚生年金保険の被保険者であった期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。ただし、基準日が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から再び厚生年金保険の被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から再び厚生年金保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の厚生年金保険の被保険者であった期間を同条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

第三十一条第四項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第五項中「、第三項の規定にかかわらず」を削り、同条に次の一項を加える。

6　第一項の規定による老齢厚生年金の加給（当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者の子について支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の額は、当該者が当該老齢厚生年金の加給の支給を受けることができることにより、第十条第一項の規定により支給する老齢基礎年金に国民年金法第二十七条の六第一項の規定により加算する額に相当する部分その他の年金たる給付に加算する額であって政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「老齢基礎年金の加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該老齢厚生年金の加給の額が当該老齢基礎年金の加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の加算等の額に相当する額とする。

第三十二条第四項中「により」の下に「障害厚生年金に」を、「第六項」の下に「及び第七項」を加え、「配偶者加給」を「加給」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「配偶者加給」を「加給」に改め、「第四項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定による障害厚生年金の加給（特例による障害厚生年金の受給権を有する者の子について支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の額は、当該者が当該障害厚生年金の加給の支給を受けることができることにより、特例による障害基礎年金又は第十九条第一項の規定により支給する障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の支給が停止されている場合において、当該障害厚生年金の加給の額が当該障害基礎年金の加算の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

第三十三条の見出し中「遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第一項中「第四十三条」を「次条第一項」に改め、「第二項の規定による額」の下に「並びに特例による遺族厚生年金に係る同法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（第四十条第七項第一号及び第四十三条において「六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算」という。）の額」を加え、同条第三項中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、「厚生年金保険法第六十二条第一項又は」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第六項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（遺族厚生年金の加給の額の計算の特例）

第三十三条の二　特例による遺族厚生年金又は第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金（次項及び第四十三条において「特例による遺族厚生年金等」という。）に係る厚生年金保険法第六十二条の二第一項又は第六十二条の三第一項の規定により遺族厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の加給」という。）の額は、同法第六十二条の二第二項及び第六十二条の三第二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。

2　前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　前条第二項第一号に掲げる場合　イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

イ　特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であった期間であって政令で定めるものを合算したもの